

福祉交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

福祉交流施設条例の一部を改正する条例

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「510」を「520」に改める。

別表第2の2（1）中表の部分を次のように改める。

区 分		10時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	10時から17時まで	13時から21時まで	10時から21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生	円 10,450	円 20,880	円 26,110	円 31,350	円 47,040	円 57,490
	一般	20,880	41,800	52,260	62,710	94,060	114,970
区分使用（1コース）	児童、生徒及び学生	1,750	3,520	4,380	5,290	7,910	9,650
	一般	3,520	7,050	8,730	10,580	15,800	19,330

別表第2の2（2）中表の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上 限額
			9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで	
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 1,890	円 2,480	円 3,140	円 4,380	円 5,610	円 7,500	屋外照明設備を使用する場 合においては、 実費を基準と して知事が 定める額
		一般	3,770	4,950	6,260	8,730	11,220	15,000	
	区分使用（半面）	児童、生徒及び学生	980	1,230	1,560	2,210	2,790	3,770	
		一般	1,960	2,480	3,140	4,430	5,610	7,570	
	区分使用（4分の	児童、生徒及び学生	520	640	780	1,170	1,430	1,960	

	1面)	一般	1,030	1,300	1,560	2,340	2,860	3,910	
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,750	2,340	2,930	4,100	5,290	7,050	
		一般	3,520	4,690	5,870	8,230	10,580	14,100	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに180円						
		一般	1時間までごとに1台ごとに390円						
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに330円						
	一般		1時間までごとに640円						
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
	一般		1,430	1,890	1,890	3,320	3,770	5,210	
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	7,050	9,410	9,410	16,470	18,820	25,860	
		一般	14,100	18,820	18,820	32,910	37,620	51,740	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに570円						
		一般	1時間までごとに1面ごとに1,170円						
ゲートボール場	全面使用	児童、生徒及び学生	円	円	円	円	円	円	
		一般	1,560	2,090	2,090	3,650	4,170	5,740	
	区分使用		児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに270円					
	一般		1時間までごとに1面ごとに520円						
アーチェリー場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
		一般	780	1,030	1,030	1,820	2,090	2,860	

	一般	1,560	2,090	2,090	3,650	4,170	5,740
--	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第2の3中表の部分を次のように改める。

区 分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
第1会議室	円 1,690	円 2,210	円 2,860	円 3,910	円 5,080	円 6,790
第2会議室	1,690	2,210	2,860	3,910	5,080	6,790
第1教養室	1,430	1,960	2,480	3,390	4,430	5,870
第2教養室	1,030	1,300	1,690	2,340	3,000	4,040
第1研修室	1,560	2,090	2,610	3,650	4,690	6,260
第2研修室	1,960	2,480	3,140	4,430	5,610	7,570
第3研修室	1,960	2,480	3,140	4,430	5,610	7,570
創作室	1,560	1,960	2,480	3,520	4,430	6,000
陶芸室	1,820	2,480	3,140	4,310	5,610	7,430
音楽室	1,960	2,610	3,260	4,570	5,870	7,820
調理実習室	2,340	3,000	3,770	5,350	6,790	9,130
こども広場	1,690	2,210	2,860	3,910	5,080	6,790

別表第2の4中表の部分を次のように改める。

区 分	施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用 料金の上限額	
	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで		
入場料等を徴収しない場合	円 3,910	円 5,210	円 6,520	円 9,130	円 11,750	円 15,680	附属の設備を使用 する場合において は、1件又は1式 1時間までごとに 1,260円の範囲内 で知事が定める額	
入場料等を徴収 する場合	興行として行う ものでない場合	5,870	7,820	9,790	13,720	17,620		23,500
	興行として行う ものである場合	11,750	15,680	19,590	27,430	35,280		47,040

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。